

法令名	地方自治法施行令																
根拠条項	第110条で準用する第91条																
許認可等の種類	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付																
法令の定め	<p>○ 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求） 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。</p> <p>○ 地方自治法施行令第110条で準用する第91条（請求代表者の証明） 地方自治法第80条第1項の規定により普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をしようとする代表者（以下議会の議員の解職請求代表者という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した議会の議員の解職請求書を添え、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、文書をもつて議会の議員の解職請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、議会の議員の解職請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>○ 地方自治法施行規則第12条第1項（解職請求書等の様式） 普通地方公共団体及び特別区の議会の議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書は、第9条第1項の別記様式の例によるものとする。</p>																
審査基準																	
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>14</td> <td>日・丹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>14</td> <td>日・丹</td> <td>(北海道選挙管理委員会)</td> </tr> </table>	総期間	14	日・丹		経由機関		日・月	( )	協議機関		日・月	( )	処分機関	14	日・丹	(北海道選挙管理委員会)
総期間	14	日・丹															
経由機関		日・月	( )														
協議機関		日・月	( )														
処分機関	14	日・丹	(北海道選挙管理委員会)														
処分担当課	北海道選挙管理委員会事務局 (電話番号：011-231-4111内線23-522) 北海道選挙管理委員会事務局支所 (14支所)																
申請先	同上 (電話番号：同上)																
問い合わせ先	同上 (電話番号：同上)																
備考	法令の定めにくくされているため審査基準を設定しない 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm</a>																



